

## 1 災害対策基本法改正に伴う修正

概要	内容	策定箇所			
		基本編	震災対策編		
			地震	津波	南海トラフ
① 「避難勧告」の「避難指示」への一本化	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人の生命、身体を災害から保護するため、市町等が発令する「避難勧告」・「避難指示（緊急）」を「避難指示」へ一本化する。	第3章 第2節 第3項	第3章 第2節 第3項	第3章 第2節 第3項	第6節
② 「避難準備・高齢者等避難開始」から「高齢者等避難」へ変更	○災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始すること等を求めるために、市町が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」へ変更する。	第3章 第2節 第3項			
③ 「災害発生情報」から「緊急安全確保」へ変更	○災害が発生していることを市町等が把握した場合に、立退き避難等から緊急安全確保を中心とした避難行動へと行動変容するよう促すために発令する「災害発生情報」を、災害が発生・切迫している状況において、同様の行動を促すために発令する「緊急安全確保」へ変更する。 ※「緊急安全確保」とは、高所への移動や近傍の堅固な建物への退避等の命を守る行動のことである。	第3章 第2節 第3項			

## 2 最近の防災施策を踏まえた修正

概要	内容	策定箇所			
		基本編	震災対策編		
			地震	津波	南海トラフ
① 感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進	○防災業務上の基本理念に、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する旨を追加する。	第1章 第3節	基本編に 準じる	基本編に 準じる	
② 行政・NPO・ボランティアの三者連携	○市及び県は、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討を行い、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備等を図る旨を追加する。	第2章 第3節	基本編に 準じる	基本編に 準じる	
③ 受援体制の整備	○市及び県は、関係機関からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努め、特に、受援担当者の選定や応援職員の執務スペースの確保を行う旨を追加する。	第2章 第5節	基本編に 準じる	基本編に 準じる	
④ 技術職員の派遣体制の整備	○市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める旨を追加する。	第2章 第5節	基本編に 準じる	基本編に 準じる	

概 要		内 容	策 定 箇 所			
			基本編	震災対策編		
				地震	津波	南海トラフ
⑤	物資調達・輸送調整等支援システムの活用	○市及び県は、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める旨を追加する。	第2章 第5節	基本編に 準じる	基本編に 準じる	
⑥	重要施設の燃料備蓄状況等の確認	○市は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努める旨を追加する。	第2章 第5節	基本編に 準じる	基本編に 準じる	
⑦	電源車を派遣すべき重要施設のリスト化	○市は、大規模停電発生時には、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況や給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める旨を追加する。	第2章 第5節	基本編に 準じる	基本編に 準じる	
⑧	行政と電気事業者の相互連携の拡大	○市は、県と連携して国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める旨を追加する。	第2章 第5節	基本編に 準じる		
⑨	建設業団体等との災害協定の締結	○市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する旨を追加する。	第2章 第5節	基本編に 準じる		
⑩	建設業等の担い手の確保・育成	○県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組む旨を追加する。	第2章 第5節	基本編に 準じる		
⑪	避難行動を促すための普及啓発活動	○市は、ハザードマップ等の周知に際して、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあることや警戒レベル4での全員避難など、避難に関する情報の意味や理解の促進に努める旨を追加する。	第2章 第5節 の2			
⑫	指定避難所の電力容量の拡大	○市は、指定避難所となる施設の電力容量の拡大に努める旨を追加する。	第2章 第5節 の2			
⑬	感染症対策資機材の備え	○市は、指定避難所となる施設について、マスク、消毒液等の感染症対策資機材の整備に努める旨を追加する。	第2章 第5節 の2			
⑭	避難所としてのホテル・旅館等の活用	○市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める旨を追加する。	第2章 第5節 の2			
⑮	災害多言語支援センターの設置	○県内の市町に避難所が開設され、災害の影響が数日間以上続くと予測される場合に、(公財)ひろしま国際センターと県が協議して、「災害多言語支援センター」を設置し、災害関連情報の多言語での発信や、避難所での通訳支援等を行う旨を追加する。	第2章 第6節	基本編に 準じる	基本編に 準じる	

概要	内容	策定箇所			
		基本編	震災対策編		
			地震	津波	南海トラフ
⑯ 病院等重要施設での非常用電源の確保	○病院，要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は，発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める旨を追加する。	第 2 章 第 6 節	基本編に 準じる	基本編に 準じる	
⑰ 防災担当部局と保健福祉担当部局の連携	○市は，被災地において感染症の発生，拡大がみられる場合は，防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して，感染症対策として必要な措置を講じるよう努める旨を追加する。	第 3 章 第 8 節	第 3 章 第 8 節	基本編に 準じる	
⑱ 有害物質等による環境汚染防止計画	○市民の健康被害を防止し，生活環境を保全するため，被災した工場等からの有害物質等の飛散・流出を防止するために必要な措置を講じる旨を追加する。	第 3 章 第 11 節	基本編に 準じる	基本編に 準じる	
⑲ 災害救助法適用に基づく市町長への委任事務の明確化	○災害救助法に基づき救助の実施に関する事務の一部を市町長へ委任する場合，避難所の設置や食品の給与，飲料水の供給など市町長が担当する事務と応急仮設住宅の供与や医療など知事が担当する事務を明確化する。	第 3 章 第 14 節	基本編に 準じる	基本編に 準じる	

### 3 その他の修正

概要	内容	策定箇所			
		基本編	震災対策編		
			地震	津波	南海トラフ
① 本市の組織改正に伴う名称等の変更	市の組織改編等に伴う本部内の構成及び事務分掌等を時点修正する。	第 3 章 第 2 節 第 1 項	基本編に 準じる		
② 本市の防災拠点整備としての位置付けを明確化	災害時に拠点となる市庁舎については，現庁舎の耐震補強を想定した記述となっていることから，「たけはら合同ビル」への移転により防災拠点機能の向上を図ることとし，加えて，浸水エリアとなる市中心部での強固な高層建物であることを考慮し，津波避難施設として住民利用も想定した内容とする。	第 3 章 第 5 節 第 3 項	基本編に 準じる		